

山口県地方史研究 第二十三号 別冊 二〇二〇年六月

トーマス・コンラン

*Thomas  
Conlan*

# 大内義隆の遷都計画



# 大内義隆の遷都計画

トーマス・コンラン Thomas Conlan

## はじめに

本稿は一五五一年（天文二十）における大内氏の突然の滅亡について説明を試みる。

大内氏は中国地方西部と九州北部の大名であり、十六世紀には大きな勢力を誇った。本拠地である山口は、大内氏の栄華と広範な影響力を表す都市であった。だがこの繁栄は一五五一年、大内義隆（一五〇七—一五七一）の自殺と一族の滅亡により突然の終焉を迎える。この間の経緯は未だ十分に解き明かされていないが、天皇を山口に移し、山口を日本の新たな都にしようとした大内氏の計画に起因するものと考えられる。この計画は、競合する武將や公家、また大内氏内部からの反発を招き、義隆体制の転覆と義隆の自殺という結果に終わる。この時すでに山口へ移動していた

「国治乱記」にも「異国ノ帝モ大内ノ威勢ヲ聞シ召勅使ヲ給ハリ。日本ヨリノ渡唐ノ船ハ大内ノ印封ナクシテハ不レ渡」とある。

一五五一年、大内氏の運命は大きく変わる。同年の政変により大内義隆は自殺し、これをきっかけに一五五七年には大内氏の滅亡に至る。その影響は大内氏の領地全域はもちろぬ、より広範な地域に及んだ。山口はそれまでの繁栄を取り戻すことはできず、住民は義隆の死後二年間にわたる飢えに苦しんだ。朝廷儀礼は中断され、武士は互いに殺し合い、商人はもはや貿易に従事することができなくなった。山口は、一五五一年・一五五七年・一五六九年と三度にわたって火災に遭い、一五五一年から一世代のうちに「破壊される前は日本におけるもっとも人口稠密な都市の一つであった。（しかし今は）往時の繁栄の面影はない」状態になった。大陸との貿易も同様に停滞した。東アジアにおける卓越した貿易者であった大内氏の地位を継ぐべく、大友氏、相良氏、島津氏、ポルトガルが競合し、外海での武力衝突や海賊行為が広範囲で発生したためである。九州北部はそれまで僅かながらも安定した地域であったが、大友氏、島津氏、そして大内氏の大将であった龍造寺氏が、大内氏滅亡の空白を埋めるべく争い、深刻な動乱状態に陥った。長い間、大内氏の唐突かつ劇的な滅亡の理由は謎とされてきた。義隆の自殺は、彼の不注意、または「弱さ」の結果

多くの公家も虐殺されている。しかし、その後の混乱と主要な関係者の死もあって、この画期的な事件の大部分は忘れ去られている。

大内氏はおそらく十六世紀日本においても最も有力な大名であろう。大内氏は豊富な財力を誇り、一五五〇年に山口を訪れたポルトガル人は、山口を「当国にある大きなものの一つ」と記述している。フランシスコ・ザビエルは一五五二年に山口は「一万人以上の住民からなる都市であり」と記している。メルシオール・ヌーネス・パレットは、山口を一〇万の人口を誇ったリスボンに例えた。

国外から見た場合、大内氏の立場や影響力の強さに議論の余地はない。「南海通記」には「天下ノ政事ハ防州山口ニ移リ貴賤トナクココニ来集シ西蕃ノ商舶モ筑前博多防州山口ニ来着シテ和漢ノ勘合モ政弘ヨリ以来ハ大内家ヨリ通達セシカバ異邦人ハ大内殿ヲ以テ日本国王ト思ヘリ」。中

果と理解されている。だが、義隆の個人的欠陥が、大内氏の重臣三名の反逆を招いたという解釈には無理がある。

そうではなく、この動乱は、権力の絶頂にあった義隆が天皇を京都から山口に移そうとしたために起こったのである。義隆が山口遷都の準備に没頭していた一五五一年の秋、大内氏の複数の重臣が謀って、義隆と当時七歳の息子、そして既に山口に居を移していた公家を殺害した。

本稿は、義隆による山口遷都の計画と、この計画が如何にして、また何故に忘れ去られたかを解明し、日本史研究へもたらす深い影響について論じる。

## 一 大内義隆と朝廷

大内義隆は大名、貿易商、廷臣として同時代で最も著名な人物の一人である。義隆は朝鮮・中国と交易を行い、九州北部および中国地方西部を支配した。彼はその富と権力を使って有力大名との関係を構築した。管領・細川家の細川持隆（一五五三）や一代将軍足利義澄の子・義維（一五〇九—一五七三）とは義兄弟の関係にあり、また他大名に比べて朝廷との関係も親密であった。正室は、のちに離縁するものの、天皇の近臣である万里小路家から娶っている。継室は、代々朝廷の重要文書を作成する任にあった小槻家の小槻伊治の女である。義隆自身は京都に住んだことも訪

れたこともなかったが、一五四八年には従二位に昇進し、朝廷内でも強い影響力を持った。従二位という高位にあった義隆は、後奈良天皇への直接上奏ができる立場にあり、貴族や神官の山口への移動についても論議を進めた。義隆と後奈良天皇との間の意見交換は介在者なしで行われたと考えられるが、これは最も高い位にある廷臣のみに許されるものである。

義隆は京都で行われる朝廷儀礼を財政面で支援し、自らの権威を高めた。これらの朝廷儀礼には、真言大元帥法、元日の節会、一五三五年における後奈良天皇の即位儀式が含まれる。なお、後奈良天皇の即位儀式に要した費用は二千貫文(二十万疋)であったが、これは一国の税収一年分に相当する。

義隆は一五四二年には御所修復のために約五千疋を贈り、一五四八年の御神楽の費用を負担し、主な朝廷儀礼のために二百貫文を毎年提供している。朝廷に対する義隆の経済的援助は一五五〇年まで続き、同年には総額三百貫文に引き上げられたが、これは他大名を大幅に上回る額である。大内氏からの金銭的援助は、天皇を中心とする諸儀礼の継続を可能ならしめた。しかし、一五五〇年には畿内の動乱により資金の到着は半年以上も遅れている。

都の混乱を背景にして、義隆は朝廷との関係を一層緊密なものとする。荘厳な寺社を備えた山口の繁栄は、貴顕が用いた築城は前代未聞であった。一五五一年三月八日、三好長慶は京都を占領する。

三好長慶の世評は悪く、五日後には酒宴中に襲われて二度も刺されたが、重傷に至らず逃れている。このような京都の政情不安を背景に、後奈良天皇は、朝廷と近い関係にあった義隆の元での安定を求めたと考えられる。

天文二十年(一五五一)三月二十七日「大間書」によると、後奈良天皇は大内義隆を山城権守に任ずる。この「大間書」は除目に関する正式の任官審議記録である。これに関する記録があるが、ほとんど知られていない。大内氏に関する研究があまりなされてこなかったことや、大内氏の子孫がほとんど残っていないこと、そしてこの「大間書」が書写、あるいは刊行される段階で、義隆が(足利)義澄と誤記されたことなどがその原因であろう。

山城国にいない義隆を山城権守としたことは、朝廷が彼を庇護者としていかに頼りにしていたかを示す。同様の前例もあり、義隆の父・義興は細川高国(一四八四―一五三二)とともに、一五〇八年から一五一八年の間、京都と山城国を治めた。この共同統治を象徴するかのようには、義興は左京大夫、高国は右京大夫に任ぜられている。左右京大夫は通常、都における住民支配・治安維持・徴税・訴訟を司る官職で、京都における政治的権威の象徴であり続けた。山城国が京都を含む、より広い地域であることを考えると、

去り廃墟となった京都と著しい対照をなした。將軍・足利家の御所は一四七七年に再建されたが、一四八〇年には再び焼失した。考古学的調査によれば、それ以後、近隣地域は建物がまばらな状態であった。同様に、醍醐寺三寶院や東寺などの主要寺院も、応仁の乱や一四八六年の徳政一揆によって破壊された。一五四〇年代後半には、京都は「広い地域が荒廢のままに捨て置かれた」土地となっていたのである。一五五一年の早い時期に京都を訪れたフランシスコ・ザビエルも「京都の大部分が廢墟と化しています」「打ち続いた戦争のためにひどく破壊されています」「今もなお、ひどく破壊されて焦土と化しています」と記している。

政治面では、京都は三好氏の支配下にあった。一五四八年、三好長慶(一五二二―一五六四)が主君である幕臣細川晴元(一五一四―一六三三)を攻めたため、同年、將軍足利義晴(一五二一―一五〇)は京都を出て近江国坂本へ逃れた。この時、前の関白近衛植家(一五〇二―一五六六)や久我晴通(一五一九―一七五)らの公家も義晴と行動を共にしている。

三好長慶は朝廷に敵対的であった。三好長慶は王家領を掌握し、朝廷への歳入の流れを妨害した。結果、京都で儀礼を行うことが困難になった。三好長慶は武力によって政治的目標を達成しようとしたため、軍事上の都合を最優先した。考古学的調査によれば、三好氏は古墳上に城を築いている。古墳はしばしば盗掘にあったが、古墳の構造を利

山城権守は左右京大夫を凌ぐ地位だと言えよう。

義隆のような有力者が、当時閑職と見做されていた山城権守の地位についていたことに違和感を覚える向きもある。だが逆に、義隆が山城権守に任命された事実からは、山城権守という職がもつともよく機能していたことが窺える。後奈良天皇は、京都を守り管理する任務を帯びた役人として、義隆を指名したのである。これを受けて、天皇を京都から山口へ移そうという義隆の野心は一層現実味を帯びる。

## 一 遷都の試みとその経緯

義隆には強い影響力があったが、畿内の安定をもたらすことはできなかった。一五五一年七月中、京都では三好氏と細川氏の軍勢が度々衝突した。そのため、山城権守の地位にあり朝廷の庇護者であった義隆は、天皇と朝廷官人の安全を図るため、天皇を山口に移す計画に着手する。

この試みに関しては、三つの古記録が義隆の初期の動きを伝えている。「中国治乱記」は、最後の記録事項が一五六八年であり、同年以降の数年間に書かれたと考えられる。筆者は不明であるが、当時の状況を同時代人として記録したもので、一五五一年の中国地方の政治状況について次のように述べる。「其頃京都乱ニテ帝位モヲダヤカナラズトテ、周防ノ山口ニ内裏ヲ建立シ、天子モ此方ヘ移奉ルベキ由、

大内殿ケッコウアリケレバ、二条殿、伝法輪、三条殿、持明院中納言殿、其外ノ公家衆皆山口へ下向アリ。『中国治乱記』は明白に公家の動きは山口に内裏を建立するためとしている。

足利將軍家の崩壊後まもなく、おそらく一五七〇年代から一五九〇年代の間に成立したと見られる『足利季世記』は一五五一年について次のように記述し、『中国治乱記』の記述を裏付けるとともに、義隆が長きにわたって後奈良天皇の山口移徙を計画していたことを示唆する。<sup>33</sup>「其比京都ノ大乱故、公家衆モ皆大内御頼ミアリ、周防エ御下向アリシカハ、禁裏様モ行幸ヲ此処エ成奉ラルヘキ由、大内多年支度アリシニ、カヤウノ災起リ」と。<sup>34</sup>

最後に取り上げる『室町殿日記』の成立時期は一五九七年から一六〇二年の間、筆者は橋村長教である。織田信長の息子・信忠に仕え、後に豊臣秀吉のもとで京都奉行となつた前田玄以（一五三九―一六〇二）の命により作成されたという。伊勢貞丈（一七一七―一七八四）は「実記」として信頼性が高いと評価したが、実際には山口に関する誇張された表現が目立つ。この傾向は一五五一年に関する記述でもはっきりと見て取れる。『室町殿日記』では、義隆は「当所に都をうつらんとて」、山口の道路を基盤の目状に整えたとされるが、事実ではない。<sup>35</sup>『室町殿日記』にはさらに誇張された記述もあり、慎重な扱いが必要である。しかし、

に関する造詣が深く、公頼の住居は内裏としても機能した。<sup>36</sup>公頼は、娘を武田信玄の正室にするなど、有力な武将とも良好な関係を築いた。公頼の手になるものとして、日記・教業の他、一五三七年の節会に関する詳細な記録が残っている。中納言・持明院基規は一五三五年および一五三九年の節会のために文書案を作り、節会自体にも参加した人物であるが、公頼の記録から、基規と公頼が協働していた様子が読み取れる。<sup>37</sup>

これらの記録が天皇を山口に移そうとした計画の証左となるとすれば、これらの記録が突然途絶したことも同様の証左になるだろう。京都の政治状況に関していえば、一五五一年は最も情報が少ない年の一つである。一五五一年四月から十二月の間、記録や文書はほとんど存在しない。この時期、朝廷の統治が機能せず、儀礼も行われなかったことは想像に難くない。公家の各記録にはしばしば不一致が見られるが、記録そのものが皆無であるという状況は非常に稀である。義隆の企てに与した人々と彼らが残した記録が、この計画が結果的に引き起こした動乱に巻き込まれ、失われたためではないだろうか。前例がないほどの記録の不在は、朝廷内部の知的・社会的構造に激変があったことを示唆する。

当時の政治や儀礼の状況を再現するための情報源として、撰家・藤原氏や清華家の西園寺、久我などの高位の公家が

天皇を山口に移そうとする計画に触れていることは見逃せない。

三つの記録から、天皇を山口に移し、山口を都にしようとした義隆の計画は広く知られていたと考えられる。これらの記録の文言にははっきりした相違があり、共通の原本から書写されたとは考えにくい。さらに義隆の重要性を物語る記録がある。一六一五年に書かれた『大内殿滅亡之次第』には、山口が都と見なされたかどうかについて明瞭な記述を避けながらも、「京都公家御門跡、覚ある衆、北面の旁までも山口へ御下向有て、いつれの儀も京都の様に成申て候」との記述がある。最後に、『義隆記』別名『多々良盛衰記』では、山口に下向してくる公家の様子が活写され、御所の警護に当たる北面の武士が山口に滞在していたことも記されている。<sup>38</sup>

『中国治乱記』、『足利季世記』、『室町殿日記』、『義隆記』に登場するほとんどの公家は一五四〇年代に山口へ移動したと考えられる。元閔白・二条尹房は一五四七年から山口に滞在している。朝廷儀礼の専門家である三条公頼と持明院基規は一五四九年十一月十日、尹房の次男・良豊（一五三六―一五五〇）年七月二十一日に、それぞれ山口に到着した。<sup>39</sup>山口に集ったこれらの公家はいずれも、最も重要な朝廷儀礼である節会の専門家か、または節会と深く関わる立場にあった。元左大臣である三条公頼は国家儀礼

書いた日記は最も有用である。だが、これらの日記や記録も、一五五一年に関しては残っていない。このことを特に不自然でもないと考えられることもできよう。<sup>40</sup>しかし、彼らより上の世代は、一〇年にもわたる応仁の乱とその後の動乱の時期を通じて記録を残すことができたのである。

当時名家または羽林家と称された中級の公家にも、同様に記録が存在しない。羽林家には日野、勸修寺が含まれる。勸修寺は十六世紀において朝廷統治の中心的存在であった。にも拘らず、勸修寺の記録にも一五五一年の部分はない。<sup>41</sup>わずかに一五五二年と一五五三年の祈禱文が残るだけである。やはり羽林家である山科は京都に残った。山科言継（一五〇七―一七七九）は、即位礼の費用や天皇の衣料の調達を担当するなど、朝廷の財政に深く関わった人物である。言継の日記『言継卿記』はこの時代の重要史料であるが、この史料も同じく、一五五一年四月、大内義隆が山城権守に任ぜられた一週間後以降の記録を欠く。<sup>42</sup>その後一五五二年から、再び記述が始まるのである。

当時最先端の暦であった具注暦、七曜暦が存在しないことも示唆的である。現存最古の具注暦は一五五一年のものである。<sup>43</sup>

毎年の七曜暦は、中務省に属する陰陽寮の役人が新年の節会で奏上した。<sup>44</sup>七曜暦の作成には高度に専門的な知識が必要であり、その知識は簡単に引き継げるものではなかつ

た。七曜曆が朝廷の中心的儀礼と密接な関係があったからである。義隆が節会を再興しようとしたため、曆に関する専門知識を備えた人材は山口に移っていたが、彼らは一五一年に殺害され、その知識も失われた。朝廷の記録が広範囲にわたって残存しないことと相まって、曆作成の知識は消滅したのである。

他にも、義隆の企てを傍証する記録がある。一五五一年の山口には、節会で重要な役割を果たす人々が集まっていた。雅楽奏者・東儀兼康は大寧寺で没し、義隆やその他の公家の近くに葬られている。出納氏は朝廷財政を専門とする重要な役職である。官位としては低いため、朝廷内での発言権を持たない地下の扱いではあったが、朝廷の日常的な管理運営を担っており、儀礼の費用調達と実施には不可欠な役割を果たした。この出納であった弘明が山口に移動していたことも判明しており、山口遷都の計画が進行中であったことを窺わせる。だが、それ以外の事はほとんど分からない。一五五一年に弘明が没し、彼の記録も残らなかったためである。

六位以下の官人に関する記録が興味深い情報を提供してくれる。彼ら地下人が、御所が天皇の住居としてまた儀礼の場として機能するよう、管理する立場にあったためである。

榊田宗次（？一五五二）の死後に書かれた訴状から、遷したのである。この計画は実行に移され、一五五一年の八月までには、天皇と女官を除く官人はほとんど山口におり、節会の準備を行っていた。しかし不運にも、この動きは武力行使を伴う反動を呼び、義隆の死と大内氏の崩壊という結果を招く。

### 三二 謀反に関わった京都人

京都の公家が少なくとも一人、この謀反に関わったようである。九条植通（一五〇七―九四）である。大友氏の記録は、反義隆派は「京都の上意を受けて」いたとする。後奈良天皇が義隆を庇護者として重んじたことは「大問書」から明らかであり、この「上意」の主体は、後奈良天皇が信頼する在京の公家からは距離を置き、かつ義隆の競合者と強く結びついた人物であると考えられる。この人物とは誰であったか。足利義輝や、義輝と深い関係のあった坂本の近衛種家であることを窺わせる記録はなく、元関白・九条植通と考えるのが最も自然であろう。一五三四年に京都を逃れた植通は、様々な土地を渡り歩き、厳島神社も訪ねている。馬部隆弘の考証によって、一五四八年十二月には植通が三好氏と緊密な関係を築いたことが明らかになっている。他の史料から、植通が播磨や出雲へも旅したことも判明している。出雲は当時、大内義隆の宿敵・尼子氏の領国であ

都の企てが一層の説得力をもって浮かび上がる。宗次は陣官人であった。新年の節会で使用する陣座と呼ばれる小さな建物を作る官人である。陣官人には他にも、冠を作ったり玉座の火鉢を用意するなどの役割があり、御所を離れて遠方へ旅することは通常ありえない。だが、元関白・二条尹房は宗次を山口に呼び寄せた。宗次の陣座に関する知識が必要であったからである。榊田氏関係の文書は、宗次が山口へ赴いた理由を、大内義隆が節会の再興を望み、そのため一五五二年元旦に後奈良天皇が山口に行幸している必要があったからだとする。「殊今度防州致忠節跡職候」と宗次の息子が訴えたが、戸嶋重定が「就陣官人之儀、榊田事、譜代相伝之由、曾以非其儀、謀略之次第候」と反論した。さらに宗次の息子は「宗次防州至罷下御勤其役事、無其隠」と述べ、戸嶋重定が又、「尚以榊田事、致忠節生害仕之由、何事哉」と聞き、宗次の息子は「相違申分也、宗次防州至罷下御勤其役事、無其隠」、「宗次儀者防州多々良義隆卿年頭（元日）節会以下再興、然者、陣儀又者御冠師等事有相尋子細、自太閤様依召、就我道之儀、伺公儀罷下討死、更不私事」と答えた。榊田宗次は「節会再興」のため尹房と「被相訪候間」、山口へ「罷下」った。最終的には宗次の「忠節」は認められた。

これらの記録を総合すると、畿内の政情不安を背景に、大内義隆は、新年の節会が山口で行われるよう行幸を計画した。植通が京都に戻ったのは一五五二年四月五日である。帰京と同時に彼の地位は劇的に上昇し、二十年の空隙の後、従一位に叙せられた。「公卿補任」はこれを「稀代例也」と記述している。

九条植通の新しい友人であった松永貞徳は、植通が、経済的困窮と天文年間（一五三二―三五）の政情不安のために京都に留まることがいかに困難であったか、當時を振り返って話していたと書き残している。また、三好氏の拠点であった堺や、九州への旅についての記述もあり、植通が三好・大友両氏の間で仲介役として動いていたことが窺える。貞徳によれば、植通は京都が神聖な土地であることを主張し、九条家が京都の特定場所と深い関係があると述べたという。一五五一年の遷都の企てを、植通は快く思っていないからである。

植通は、ほぼ七五〇年間続いた都・京都から天皇を移すことに反対したようである。彼は三好長慶に与した。長慶はかろうじて畿内を統治していたが、天皇が山口に移れば長慶の権威は失墜し、大内氏から攻撃される恐れさえも生じるからである。義隆の死から三週間後、長慶は山口の多賀神社に連歌を奉納した。その中には「秋の葉のちる跡しのふ時雨かな」、「いてし都ぞいと、恋しき」といった象徴的な表現がある。

連歌奉納の時期から考察すると、長慶は他の朝廷関係者

より早い時期に義隆の死を知っていた。吉田兼右は一五四〇年代の数年間、山口に居住し西日本の神道儀礼を再興した人物だが、事件の約三週間後の九月二十一日にようやく義隆の死の情報を得る。「伝聞、防州大内大弐義隆、陶、杉、内藤以下蔑如之取懸之処被切腹云々、此人近年魔法専修業也」。一方、長慶の連歌は九月二十一日までに完成していた。つまり、京都の朝廷関係者よりはるかに早い時期に、義隆自害の情報が長慶へもたらされているのであるが、それはおそらく長慶がこの事件に主体的に関わっていたためであろう。しかし、この連歌の存在と、極端に短い時間に連歌を用意したという事実以外、長慶がこの謀反に関わったと考えさせる証拠はない。

#### 四 その後の混乱と収束——一五五二年の記憶の抹消——

一五五一年の謀反に関わった人物も、ほとんどはその後長く生き残ることはなかった。大内氏内の反義隆派は一五五一年から六年のうちにすべてこの世を去っている。杉重矩は一五五一年に殺害され、内藤興盛は一五五四年に病死、陶晴賢は一五五五年、厳島で毛利元就と戦い敗死した。後奈良天皇は京都に残ったが、大内氏からの支援が途絶えたため、経済的には困窮を極めた。後奈良天皇が義隆への特別な思いを持ち続けたことは明らかである。一例として、

後継者は、毛利氏を大内氏の忠実な家臣として記述し、謀反の痕跡を消し去ろうとした。一六世紀後半に毛利領内で書かれた記録は、元就の裏切りにも、義隆による遷都の企てにも、一切触れていない。毛利輝元(一五五三—一六二五)は、山口の多賀神社の神官・高橋言延に『大内様御家根本記』の作成を依頼したが、一六一五年に完成したこの記録にも、義隆が山口で節会を行う計画を立て、これにより山口を日本の都にしようとしたという記述は存在しない。

毛利氏は大内氏の支持者としてのイメージを保つよう努めると同時に、山口の富と権力の痕跡を抹消するため、重要な建築物を広島や九州北部へ移した。また、怨霊の報復を恐れて、防府の満願寺で徳川時代を通じて祈禱が行われた。一五五一年の謀反で元就がとった行動は、彼自身にとっても、その後継者にとっても、疚しいところが無いわけではなかったのである。

数世紀が経過するなかで歴史は選択的に編集され、一五五一年の事件は一層おぼろげになっていく。その代表的な例は徳川幕府の儒者・成島筑山の手になる室町幕府の年代記『後鑑』である。成島は『足利季世記』と『中国治乱記』に基づいて一五五一年の状況を記述しているが、義隆に対する謀反が詳述されているのは対照的に、山口遷都計画については取り上げさえされない。『足利季世記』『中国治乱記』が言及しているにもかかわらずである。

死去直前の一五五七年七月十三日付の文書で、「義隆公」の遺志を継ぎ龍福寺を再建するよう求めている。

三好長慶は一五五一年の動乱を生き延びたが、畿内掌握は果たせないまま一五六四年に没した。一五五七年の後奈良天皇死去に際して、長慶は葬送費用を提供せず、天皇は死後七〇日間埋葬されなかった。長慶の後継者たちは権力維持のために一層極端な策略に走り、一五六五年には足利義輝を殺害、翌一五六七年には東大寺を焼き討ちした。一五六八年、織田信長が入洛し三好氏は滅亡する。信長も三好氏と同じく武力による統治を目指したが、のちに暗殺される。

毛利元就とその子孫は山口を含む本州西部を支配下に置いた。後奈良天皇の死後一年を経て一五五八年に行われた正親町天皇の即位儀礼では元就が費用を負担したが、大内氏ほどの額は賄えず、行われた儀礼は小規模であった。一五六九年に起きた大内氏の反乱はすぐに鎮圧されるが、この時山口はさらに荒廃した。毛利氏の九州への進出はかなわず、明と毛利商人との間で交わされた一五八四年付の勘合などが現存するものの、大陸との貿易によって富を得るまでには至らなかった。

大友氏が謀反に関わったことを認めているのは対照的に、大内崩壊後の山口を統治することになった毛利氏は、一五五一年の事件を取り繕うのに力を注いだ。元就と彼の

#### おわりに——朝廷儀礼の重要性——

本稿は大内氏の崩壊とその唐突さについて解明を試みた。天皇を京都から山口へ移そうとした大内義隆の計画が、その原因ではないだろうか。それは、朝廷を支援するため、御所を大内氏の拠点・山口に移し、山口を日本の政治・経済・文化の中心にしようという大胆な計画であった。

だがこの計画には想像を絶する出費が必要であり、それを賄う立場にある多くの家臣を困惑させた。義隆が準備に気を取られている間に彼らは反旗を翻したのである。権勢を誇った大内氏が滅び、山口が灰燼に帰したのは、広範囲にわたる家内の反意であった。

この事件はまた、戦国時代の理解を拓ける一助となる。この時代に関する言説のほとんどは中央政治機構の不在を前提とする。中央統治機構に言及する研究は僅かにあるが、いずれも一五六八年の信長入洛以前、朝廷は政治の場から疎外されていたとする。しかし、この主張は、朝廷の国家的儀礼と政治的機能がこの時期を通じて継続していたことを見落としている。広く受け入れられている言説とは異なり、朝廷儀礼は政治上重要と見做され、応仁の乱(一四六七—七七)の終息期を通じて、さらに一五五一年まで、継続して行われている。多くの研究者は朝廷儀礼が政治的な意

味を持たず、また唯一京都だけで行われたと考えてきた。だが、これら二つの想定は誤っている。京都は応仁の乱により荒廢の極みにあった。そのため、この時期の朝廷儀礼に関する研究は進んでいないが、儀礼は引き続き重要な意味を持ち、京都以外の場所、とりわけ大内領内で行われた。

一五五一年の事件から、朝廷儀礼の重要性が一層明確に理解される。義隆が天皇を山口へ移そうとしたこと、それに対して激しい抵抗があったことは、ともに朝廷儀礼にどんな意味があったかを物語る。大内氏研究・朝廷研究においても、一五五一年における公家の大量虐殺はこれまでほとんど取り上げられておらず、後奈良天皇の山口行幸計画は現在に至るまで全く知られていない。高位の公家の存在自体が反乱軍にとって脅威であり、彼らは義隆とその息子とともに葬り去らねばならなかったであろう。彼らはたまたま旅先で謀反に巻き込まれた不運な傍観者ではなく、政治的仲介者であって、反乱軍からは疎ましい存在として警戒された。公家は、役にも立たない知識人ではなかった。彼らは儀礼の専門家であり、国家統治には彼らの積極的関与が必須だったのである。大内義隆政権の崩壊とそれに伴う朝廷の知の断絶、そして多数の公家の殺害は、後世の間が次のように考える結果を招いた。すなわち、当時は朝廷が機能しておらず、儀礼は放棄され、公家の権力は失墜し、天皇は乱世にあつて統治能力を失っていた。だが実

政治権力が再構築される際のひな型となったのである。

〔註〕

- 1 『一五五一年九月二十九日イエズス会員宛書翰』（東京大学史料編纂所『日本関係海外史料 イエズス会日本書翰集・訳文編 之一（下）』一九九四年、一〇一―一二頁）。
- 2 『一五五二年一月二十九日イエズス会員宛書翰』（註1、八七―八八頁）。
- 3 『一五五八年一月十日イエズス会員宛書翰』（東京大学史料編纂所『日本関係海外史料 イエズス会日本書翰集・訳文編之三』二〇一四年、一五八頁）。
- 4 『南海通記』卷七（『史籍集覧』第七冊、一三五頁）。
- 5 『中国治乱記』（『新校群書類従 第十七巻』一九七頁）。
- 6 『フロイス『日本史』（『山口県史料 中世編上』一九七四年、四六六頁）。その後出版された『山口県史 史料編・中世1』（一九九六年）には該当部分が載せられていない。
- 7 『山口県史 史料編・中世2』九六一頁。フロイスは一五八四年頃の山口と、以前の繁栄した過去の山口とを比較した。
- 8 『鹿毛敏夫「遣明船と相良・大内・大友氏」（『日本史研究』六一〇号、二〇一三年）によれば、大内氏の崩壊後、相良氏と大友氏が明との貿易独占権を巡って争ったが、これに乗り利権を拡大したのはポルトガルであった（『Boxer, The Great Ship from Amacou, Annals of Macao and the old Japan Trade』一五五五―

際には、従来の想定をはるかに超える長期間、朝廷は強い影響力を維持していた。朝廷の求心力がこのように保持されていたことを考えると、「戦国時代」という名称を再検討する余地があるようにさえ思われる。

一五五一年は日本史の大転換点である。義隆の後奈良天皇移徙計画は、朝廷が日本の主たる統治機構として機能していた千年間の終点にあたる。それはまた、政治的正当性に代わって武力による統治モデルが出現した時期でもある。十六世紀前半を通じて、三好氏や陶氏に代表される武士は、武力指揮権を基本とする領主制を重んじ、儀礼による統制を次第に排していった。武士は武力を最優先させる。そのため、国家的なものであれ特定地方に関わるものであれ、儀礼に財力を使うという発想はほぼなかった。代わりに、自由になる資源はすべて武器調達や築城や戦争に費やされた。陶晴賢は軍事を重視していたが、実戦では驚くほどの無能をさらけ出し厳島で殺害される。晴賢は大内義隆を滅亡させたが、獲得した権力を維持することはできず、自身を引き起こした動乱を生き延びることができなかった。武力行使のみに重きを置いた新世代の武士は、誰一人として永続的な統治機構を作り出せなかったのである。再び秩序が確立されるまで、日本ではしばらく動乱の時代が続く。義隆の死によって多くが失われ、さらに多くが忘れ去られたが、朝廷と儀礼に基づく義隆の統治形式は、後に日本の

一六四〇（Lisbon, Centro de Estudos Históricos Ultramarinos）  
1959年、P21）に詳す。

9 『一五五一年の大内氏崩壊に関する同時代人の記述については、堀本一繁「戦国期肥前の政治動向と後藤氏」（『戦国の九州と武雄』武雄市図書館・歴史資料館、二〇〇九年、五―九頁）を参照のこと。

10 Arnesen O. 『The Medieval Japanese Daimyo』（New Haven CT: Yale University Press, 1979年（※日本語訳なご）P218―19）では、大内義隆の「弱点」に対する陶晴賢の反感が謀反の原因であったとされる。当時、晴賢は隆房と名乗っていたが、本稿では便宜上、「晴賢」を使用する。

11 『一五五一年の秋に亡くなった公家は、太閤の二条尹房（一四九六―一五五二）、前左大臣従一位三条公頼（一四九八―一五五二）、参議の持明院基規（一四九二―一五五二）と官務の小槻伊治（一四九六―一五五二）。

12 『足利義維や細川持隆は、官位・財産・政治的影響力のいずれにおいても、義隆とは比べ物にならなかった。』

13 『この女子は広橋兼秀（一五〇六―一六七）の養女となった。小槻氏は太政官弁官局の大夫史の職を独占した（新訂増補国史大系第五九巻『尊卑分脈・第二編』二六二頁、内磨公孫（広橋）。

14 『宮崎宮史料』一九七〇年、七八四―八五頁。（三七七）（天文二十年）二月廿一日勅修寺尹豊書状』三七八（天文廿年二月廿二日後奈良天皇女房奉書案）。

15—一五三五年、義隆は御所の日華門再建のために一万疋(百貫文)を費やした(『後奈良天皇実録 一卷』四一四〜一七、四三二〜三七、四七六〜七七頁)。

『後奈良天皇実録 二卷』一〇二二〜二三、一〇三六〜三七、一〇五六〜五九、一〇八八〜八九、一〇九二〜九四頁の記述から、一五五〇・一五五一兩年における儀式の費用が義隆の負担であったことは明白である。

16—『後奈良天皇実録 二卷』六八六、九四八頁。

17—二百貫文の用途は、『中原康雄記』天文十九年一月一日〜五日条に拠る。一五五〇年の三百貫文については、『御湯殿上日記』天文十九年七月十二日条に拠る。

18—『文明十八年廿一口僧方評定引付』(京都府立総合資料館『応仁之乱』一九八九年、五六頁)。

19—Berry 『The Culture of Civil War in Kyoto』(Berkeley: University of California Press, 1994年, P64)。

20—一五五二年一月二十九日イエズス会員宛書翰(註1、九〇頁)。

21—湯川敏治『足利義晴將軍期の近衛家の動向』(『日本歴史』六〇四号、一九九八年、七二頁)。

22—遠藤啓輔『古墳の城郭利用に関する一考察』(『城館史料学』三、二〇〇五年(二)三、九〜一〇頁)。

23—『言継卿記』天文二十年三月八日条。

24—長江正一『三好長慶』(吉川弘文館、一九六八年、一一六〜二〇頁)、『言継卿記』天文二十年三月十四日〜十六日条、『嚴

書店、一九八〇年、三二頁)。

36—『大内殿滅亡次第』(『山口県史 史料編・中世』一七四三〜四四頁)。

37—『多々良盛衰記』(『山口市史 史料編・大内文化』二〇一〇年、一〇一頁)。

38—富田正弘『戦国期の公家衆』(『立命館文学』五〇九、一九八八年)。二条尹房と良豊(二五七頁)、三条公頼(二五九〜六〇頁)、持明院基規(二七八〜七九頁)。更に非参議の公家水無瀬親世(二八八頁)も山口に居た。

39—水野智之『室町時代公武関係の研究』(吉川弘文館、二〇〇五年、二二頁)。

40—十六世紀中期の儀式に関しては、『元日節会次第』(宮内庁所蔵東山文庫(函一四七・番号A一六・マイクロ三七九七)未公開)に詳しい(田島公『禁裏・公家文庫研究 第二輯』二〇〇六年(三三七頁(第Ⅲ部58頁))。

41—『小節兩御記』(宮内庁東山御文庫(函一四七・番号A一七・マイクロ三七九七))。

42—『御湯殿上日記』には一五五一年(天文二十)の記事があるが、他の古記録は、同年については断片的に残るのみである。

43—『甘露寺経元符案(勅裁案文)』(京都大学総合博物館所蔵「勅修寺家文書」八七二号)。

44—『言継卿記』には、一五五一年に関しては、四月三日の記載を最後に、同年末までの記事が現存しない。十六世紀の朝廷の

助大僧正記下』(『統群書類聚 第三十輯上・雑部二十一』五四頁)も参照。

25—天文二十年三月二十七日「大問書」(『統群書類聚 第十輯下・公事部 二十一』七二〇頁)。

26—『大問書』原史料の残存例は少ない。

27—この記載は大内義隆のことと見て間違いない。氏が多々良、位階が二位、官職が大宰大式であるから、義澄ではなく義隆である。足利義澄は三位のまま、一五〇八年に死去している。

28—義隆の父義興は永正年間に上洛し、山城守に任ぜられた。父の後を襲うべく義隆がこの職を求めたとも考えられる。

29—左京大夫は同時に足利幕府の侍所頭人でもあった(今谷明『戦国大名と天皇』講談社学術文庫、二〇〇一年、九二頁)。

30—『永源師檀紀年録並付録—正伝永源院蔵本』(阿波郷土会、二〇〇一年)は泉州細川家に関する記録である。七五頁の記述から、細川氏と三好氏の間で戦いがあったことが分かる。

31—『戦国軍記事典 群雄割拠篇』(一九八七年、三四七〜四八頁)。

32—『中国治乱記』(『新校群書類聚 第十七卷・合戦部二』一九七頁)。

33—『国史大辞典』第一卷(吉川弘文館、一九七九年)の「足利季世記」の項に拠る。

34—『足利季世記』(『改訂史籍集覧 第一三冊』二〇七〜八頁)、『中国治乱記』と同じく、義隆が後奈良天皇を山口へ移そうとしたことがわかる。

35—京都大学文学部国語学国文学研究室編『室町殿日記』(臨川

経済については、菅原正子『中世公家の経済と文化』(吉川弘文館、一九九八年)所収の「公家の家業と天皇家」に詳しい。

45—木村真美子『中世の天皇の暦』(『室町時代研究』第二号(二〇〇八年)一六六、一七六〜七九頁)。木村によれば、七曜暦は京都では一五二七年頃に途絶えたが、その知識は賀茂氏の滅亡までは維持された。賀茂在種は一五五一年頃に、賀茂在富は一五六五年に死亡した。賀茂在昌はキリスト教の洗礼を受けて義絶された後、西洋の天文学を学んだようである。

46—『七曜暦』デジタル大辞泉。

47—『国史大辞典』「七曜暦」の項によれば、七曜暦は一六八五年に復活された。

48—筆者は、二〇一五年六月十五日、大寧寺において東儀兼康の墓を確認した。兼康については未詳であるが東儀家は雅楽を業とする楽家である。

49—『言継卿記』天文十九年正月二十五日の記事から、出納弘明が山口へ行ったことが分かる。出納の記録は大永年間ものが残っているが、その次に見えるのは後奈良天皇の葬送(一五五七年)の記事である。

50—『実隆公記』永正三年五月十七日条。

火鉢を管理する役割については、史料集『地下文書』一五四〜五六頁(一〇)、『永禄元年三月四日』法性寺親雄三問状』を参照のこと。

51—史料集『地下文書』一四六〜五六ページ(一〇六)「弘治



- 三年)十一月四日法性寺親雄書状、一〇七(弘治三年)十一月廿日戸嶋重定初答状、一〇八「弘治四年二月二十二日法性寺親雄三問状」、一〇九「弘治四年二月二十七日戸嶋重定二答状」、一一〇「永祿元年三月四日法性寺親雄三問状」。
- 52 山口の動乱に巻き込まれなかった公家もいた。例えば広橋兼秀は一五五〇年、山口から堺へ移っている。
- 53 『増補訂正編年大友史料』一九卷(田北学、一九六五年)一一二頁。
- 54 『房頭覚書』(『山口市史 史料編・大内文化』二二九頁)に種通が嚴島神社を訪れた旨の記述がある。
- 55 馬部隆弘「信長上洛前夜の畿内情勢―九条種通と三好一族の關係を中心に」(『日本歴史』七三六号、二〇〇九年、一九―二四頁)。播磨・堺での種通の動きについては、井上宗雄「九条種通の生涯」(『孟津抄 下』桜楓社、一九八四年、四九二―九三頁)。二〇年後に京都に戻った種通については、『言継卿記』天文二十一年四月五日条。
- 56 『稀代例也』は「公卿補任 第三篇」天文二十四年条、藤原種通の注記(『新訂増補国史大系』第五五卷、四三八頁)。
- 57 松永貞徳『戴恩記』(岩波書店「日本古典文学大系」95、一九六四年、三六頁)。
- 58 前掲註57、三九頁。
- 59 『防長風土注進案 第十三卷・山口宰判二』一〇五―六頁に、天文二十年九月二十二日の三好長慶の連歌が掲載されている。
- 60 岡田章雄『キリシタン・パテレン』(至文堂、一九五五年)一六〇頁に、義隆に関する吉田兼右の記録が翻刻されている。現在、原史料は所在不明である。
- 61 同様にして、弘治三年七月十三日「後奈良天皇諭旨」(『龍福寺文書一号』『山口県史 史料編・中世二』二〇〇一年、九二七頁)など。後奈良天皇は一五五七年(弘治三)九月五日に崩御した。
- 62 後奈良天皇の死去に関しては「公卿補任 第三篇」(註56、四四〇頁)。葬送に関しては『御湯殿上日記』弘治三年十一月二十二日条を参照のこと。
- 63 「甘露寺経元符案(勅裁案文)」(京都大学総合博物館所蔵「勸修寺家文書」八七二号)のうち、永祿元年八月十五日「御即位符案」。
- 64 山口県文書館所蔵「高洲家文書」(天正十二年「日明貿易船旗」。[http://archives.pref.yamaguchi.jp/user\\_data/upload/File/um12.pdf](http://archives.pref.yamaguchi.jp/user_data/upload/File/um12.pdf))
- 65 『防長寺社証文』(『萩藩閥閥録 第四卷』山口県文書館、一九六七年)所収の「大寧寺由緒」。
- 66 一五八〇年の『房頭覚書』は信頼性の高い史料であるが、天皇を山口に移す計画については一切記述がない。
- 67 『山口市史 史料編・大内文化』史料解題、二頁。
- 68 『後鑑』は一八三七年から一八五三年にかけて編纂された。
- 69 『後鑑 第四篇』(『新訂増補国史大系』第三七卷、六四〇―四二頁)。

# 江戸時代の岩国における学事施設の展開

## ―岩国徴古館史料から―

枝元 咲 Edamoto Saki

### はじめに

本稿は、江戸時代の岩国領<sup>1)</sup>における武士教育の内容と意義について、学事施設の展開に着目しながら検討するものである。

岩国領内の武士教育については、弘化四年(一八四七)に創立した学事施設である養老館を中心に、先行的な研究が見られる。また、養老館以前の学事施設や学者個人に関して言及したのも散見される。しかし、いずれも時期を限定した断片的な記述に留まっており、特に養老館の設立については、当時の領主であった吉川経幹の意図に依拠するという認識が強い。

このように先行研究が限定的な記述に留まっていることは、岩国領の学事に関する一次資料が極めて少ないことに

起因する<sup>2)</sup>。また、先行研究の多くが参照している「旧岩国藩学制教育概略」は、明治時代に『日本教育史資料』を編纂した際の調査資料であるため、江戸時代末期の養老館に関する記述は比較的豊富であるのに対し、それ以前の学事及び学事施設に関しては記述が希薄である。

しかし、領内の武士教育が行政の一部である以上、岩国領の学事の展開も、行政や社会背景に関連付けて連続的にとらえる必要がある。そのため、本稿では、御蔵元や御用所といった行政機関で記された史料の記述を中心に、その内容を述べるとともに、岩国領における学事施設の展開について検討を加えていきたい。

なお、史料について、特に断りがない場合は、岩国徴古館所蔵資料である。また、史料引用について、変体仮名および合字は原則として平仮名に改め、適宜読点を付した。省略部分は……、判読不能部分は■で示した。

# 第123号

2020年6月

山口県地方史学会

## 〔研究〕

・仁壁神社の現祭神について —古代における山口盆地の実態解明を目的として—	渡辺 滋	1
・大内義隆の遷都計画	トーマス・コンラン	14
・江戸時代の岩国における学事施設の展開 —岩国徴古館史料から—	枝元 咲	29
・萩藩宰判別種痘医及び他藩伝授について	石川敦彦	45
・蓋井島賢女鼻に残る海軍防備衛所の遺構	工藤洋三	61
・まちから「病院」が消えた日 —戦後徳山市における地域医療再建の歴史一九四五—一九六六—	山田友紀	77
・南蛮菓子と南蛮料理	石永雅子	91

## 〔調査と探求〕

・長州藩と会津藩	小山良昌	102
----------	------	-----

## 〔歴史散歩〕

・吉田兼右「防州下向記」に見える大内氏関係記事	和田秀作	106
・粥占い神事 —おいずみ祭と小祭り—	日高千晶	108

## 〔新刊紹介〕

・岡田勝栄『『拾塵和歌集』事始』	田村杏士郎	110
------------------	-------	-----

会報	112
地方だより	114
2020年4月～2021年3月 山口県内博物館等展示ガイド	130
発表要旨	137

# 山口県地方史研究

山口県地方史研究

第一二三号

二〇二〇年六月

## 第131回山口県地方史研究大会・総会について

令和2年6月14日(日)に山口市(会場:山口県立山口図書館レクチャールーム)で開催予定であった第131回山口県地方史研究大会および総会については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から中止いたしました。

## 会誌「山口県地方史研究」 バックナンバー在庫のお知らせ

- 山口県地方史研究 — (各1部)1,000円 (送料)別途  
第30号(1973年)以降、僅かながら在庫があります。  
ご希望の方は本会へお申し込みください(下記以外は品切)。  
第30,31,42,55~58,60,62~99,101,103~122号
- 山口県地方史関係文献目録(I)~(V) — (I)~(III) 1,000円 (IV~V) 1,500円
- 山口県地方史学会の50年 — 2,000円
- 山口県地方史研究者事典 — 500円

## 山口県地方史研究 第123号

印刷 2020年6月8日  
発行 2020年6月10日  
編集・発行 山口県地方史学会 代表者 田中誠二  
〒753-0083 山口市後河原150-1(山口県文書館内)  
電話(083)924-2116 <http://www.ysflh.jp/>  
郵便振替口座 01500-8-3989  
印刷 大村印刷株式会社  
〒747-8588 防府市西仁井令1丁目21-55